

山崎郷文集

NO.47

51.5.25

兵庫県宍粟郡
山崎町教育委員会内
山崎郷土研究会
電話②2000

近世初頭の山崎藩(八)

島田清

二、池田輝澄時代（続七）

東照神君の外孫に当る備前岡山藩主、池田忠雄急死に伴う相続問題で、輝澄がすぐれた見識を示したことは前号に述べた通りである。しかし、輝澄の前途には、今ひとつむずかしい問題が横たわっていた。それは、いうまでもなく、河合又五郎とその父又右衛門、ならびにこれらをかくまって、忠雄に無条理な挑戦をした安藤・久世・坂部の旗本三人衆に対する処置である。このうち、河合又五郎は、忠雄が目をかけていた近習渡辺源太夫を殺害して逐電した不届者であるので、忠雄の激怒は頂点に達し、臨終に当つても「必ず、その首を墓前に供へよ」と遺言したほどであった。幸い、渡辺源太夫の兄、数馬

を助けた荒木又右衛門が、伊賀国上野城下で見せためざましい働きによつて、又五郎の首級は、めでたく忠雄の靈前に供えられた。しかし、まだ、又五郎の父、又右衛門の引取りと、問題をここまでエスカレートさせた旗本三人衆の処置が残っている。輝澄は、亡き兄に代つて、この解決に乗り出したのである。「存探叢書」所収の「寓簡」中、「池田輝澄之記」には、次のように記している。

(前略)

則、石見守願ノ通り、勝五郎三歳ニテ家督被仰付、則勝五郎家督ノ御礼等、相スム。然ル処ニ、輝澄

目

次

近世初頭の山崎藩(八)

島田清

あの木あの岩の想い出

福井託二

宍粟郡史蹟（宇田義雄）

堀口春夫

○最上山に森林公園完成
○「山崎町史」発刊間近
○石柱を設置

一一一五八

右ノ忠雄公事、廢リタルヲ引請、右三人へ使ヲ以テ公事起ル。三人衆、右ニ承引無之ニ依テ、猶以テ、不用三人、弥歎クニ付、輝澄書付ヲ以テ、酒井讚岐守殿へ、三人任我意、又右衛門ヲ渡ザルコト、是非、押テ可請取コトノ意趣ヲ達ス。讚岐守殿、此義、大成ル重コトニ依テ、返答遲々及。其中、御三家ヨリモ御扱ニ堪忍ノコトアリ。輝澄、承引ナシ。讚岐守殿、返答遲々付、輝澄、此事、本懷ニ至ラザルニ於テハ、宿ヘ帰ラザル心底ニテ讚岐守殿へ伺公ス。讚岐守殿、対面ニ及ビ、輝澄心底ノ形勢ヲ見、讚岐守被仰テ曰、此事、此老人ニ可被任、先御帰リ有ルベシ、ト挨拶ニ付、帰宅也。然処ニ、尾張大納言義直公ヨリ御書ヲ以テ、今度ノ一巻、対公儀へ、御為ノ事也。堪忍可仕事、第一ナリ。輝澄返答ニ申上ルハ、御公儀ニ対シテ御為ノ上ハ奉得其意、堪忍可仕トノ事也。然後、御公儀ヨリ三人へ、走込又右衛門事、石見守へ可渡事ヲ被仰付、石見守ヘモ、走込又右衛門コト、可請取コトヲ被仰渡有。依テ、一門ノ中、池田出雲守長常、又右衛門ヲ請取ル。輝澄ノ曰、本懷ヲ遂ル上ハ、又右衛門ニ意趣ナシ。追放スペキニ成。然ル處ニ、蜂須賀蓬庵老仰ラレテ曰、此又右衛門コト、始終六ヶ敷曲者ナリ。予預り、國本へ遣ベ

三 寺 田 商 店

山崎町紺屋町 電②〇〇〇五

シ、トテ請取、則、家来ニ云付、道中海路ニテ害、可捨由ヲ下知ス。蓬庵老ハ、忠雄ノ舅ナリ。

坂部三十郎・久世三四郎・安藤治右衛門、從公儀、理不尽ノ仕形ニ付、寺入仰付ラル。其頃、世舉テ輝澄手柄ノ器量ヲ美歎ス。台徳院様ニモ、石見守、兄弟ノ公事、身ニ引請、本望ニ至ル事ノ器量ヲ御感シ思召ノ由、出入御旗本衆物語リアリ。

この一件は、見ようによつては、河合又五郎討取事件よりもむずかしい問題である。江戸時代に入つたばかりの元和・寛永ごろは、戦国の金風がまだまだ強く、殺伐の風は社会の上下にみなぎつていた。槍一筋で大名に取立てられた戦国時代が終り、大名・旗本の身分が固定されれば、この時点で「旗本」に置かれたものは、まことに不運といわねばならぬ。少くとも、彼等自身はそう考えていた。それだけに、そのうつぶんはいろいろなところ

にあらわれた。大名に対する「楯つき」や、抗争はそのうちの最も顕著なひとつで、「駆けこみ河合又右衛門」をかくまい、「窮鳥ふところに入れれば：：」の武士の情をかざして、東照神君の孫という毛並のよい大名と一戦をまじえることなど、彼等の最も痛快としたところであろう。旗本中の暴れん坊、坂部・久世・安藤の三人は、まさにその代表選手といったかたちで、旗本八萬騎の面目にかけて勝利をかちとろうという魂胆であった。もちろん、喧嘩を売られた池田忠雄、ならびにその家中のものが、だまつて引きさがる筈はない。老中以下の幕府役人は、これに決着をつけるべき立場にある。もし、筋道を追つて大名側の条理を認め、旗本の無法を咎めれば、彼等を大名の下に屈服させることとなる。「理不尽」を通させてはならぬが、さりとて、天下の直参、旗本を、簡単に、大名側へ陳謝させるような取扱をしては、社会情勢がおさまらない。ここに、為政者——老中たち、な

らびに将軍家のみなみならぬ悩みがあつた。老中の中でも深慮の酒井讚岐守忠勝（寛永十一年、若狭国小浜城、十二万三千石の藩主となる）が、「取扱遲々」と書かれような煮えきらぬ態度をとつたのも、前将軍秀忠の弟で、現将軍家光の叔父にあたる尾張義直（名古屋城、六十二万石）が「堪忍第一」をさとしたのも、同じ立場からである。有司が取扱に苦慮したのとは反対に、社会は非常な関心をもつて事態の成り行を見守つていた。

あの木あの岩の想い出

福井託一

安志峠を下りてから山崎大橋越しに眺めやる篠の丸。その頂上に聳える大きな枯木の一本松が見えだすと、これでやつと故郷へ帰つた気になる。大正年代にはその青嵐も望めたが、その後落雷にあつて赤く枯れてしまい名松一本松の姿は今はない。此地がオキの曲り角、揖保川の中に弁慶の待て岩と言う大岩が腰を据えていたが、水流の支障の名のもとに昭和三十年頃爆破されて、今はその根元岩が形ばかり水面に覗いている。青蓮寺川の清水御門口下流の土堤にあつた松並木の名残りが二・三本あつたが、マツクイ虫害で間引きされつつ明治四十年頃絶えてしまつた。その跡の二百米程の土堤に山田村の

堀口写真館

山崎中央商店街

結婚式場 楠風閣
農協会館出張

奇 特 な 人 が 花 と 実 を 楽 し む た め に 栽 え ら れ た 梅 の 木 が 確
か 百 株 ほ ど あ つ て 、 六 月 頃 に は 婦 人 会 総 出 で 実 を も い で
婦 人 会 で 分 け 合 つ た り 町 の 商 人 に 売 り 別 い た り し た 。 子
供 の 時 よ く 湯 茶 を 運 ん だ の を 覚 え て い る 。 梅 の 実 は よ く
取 れ て 七 ・ 八 斗 は あ つ た と 思 う 。 綺 麗 な 土 堤 も 梅 も 消 え
て 今 は 整 地 し て 住 宅 に な り 車 置 場 に な つ た り し て い る 。

揖 保 川 筋 中 比 地 の 小 橋 か ら 南 方 比 地 山 に 突 き 当 た る ま で
の 右 土 堤 は 、 見 事 な 桜 並 木 で 年 毎 に 潤 满 の 花 を つ け て 土
堤 の 左 右 上 下 賑 や か な 花 宴 が 続 い た が 、 昭 和 二 十 年 頃 を
境 と し て 花 木 も さ び れ 今 は 見 る 影 も な い 哀 れ な 態 で あ る 。
宍 粿 橋 を 東 へ 渡 つ た 土 堤 の 上 下 に 昔 な が ら の 並 木 の 松 が
三 本 残 つ て い た が 、 て の 間 に ク ル ミ の 灌 木 が あ り 、 夏 に
は 河 童 連 が よ じ 登 つ て 実 を も い だ も の で あ る 。 松 並 木 の
残 り は 大 正 年 代 に 切 り 扱 わ れ 僅 か に 残 る ク ル ミ が 面 影 を
忍 ん で い る 。 この 上 流 十 二 波 水 泳 河 原 に 高 さ 七 米 程 の 格
好 の 飛 込 岩 が あ つ た 。 この 懐 し い 河 童 連 の 大 岩 も 危 険 千
万 の 理 由 で 下 方 二 米 程 矮 し て こ れ も 爆 破 の 運 命 に 見 舞 わ
れ 低 く な つ た が 、 そ れ で も 山 小 の プ ル を よ そ に 、 夏 に
は 河 童 連 の 驚 々 し い 飛 込 岩 で あ る 。 中 広 瀬 稲 垣 神 社 境 内
の 左 側 に 高 さ 二 十 米 も あ る 大 き な 檜 の 大 木 が あ つ た 。 梢
は 境 内 広 庭 の 中 央 あ たり ま で 伸 び 曲 つ て 、 大 势 の わ ん ば
く 小 僧 が よ じ 登 つ て 年 中 遊 ん で い た が い つ 切 り 扱 わ れ た
か 見 え な くな つ た 。 昭 和 十 五 年 頃 の こ と で あ る 。 この 神

和 洋 酒 食 料 品 販 売

八 百 福 商 店

山崎町山田 TEL(2)〇四一三

社 の 東 隣 り に 尾瀬 と 言 う 石 屋 さん が あ つ た 。 前 庭 に 見 事
な 天 を つ く 大 松 が あ つ て 、 人々 は こ れ を 「 物 見 の 松 」 と
呼 ん で い た 。 昭 和 の 初 年 、 虫 が つ いた 様 子 も な か つ た の
に 切 り 倒 さ れ て 、 借 し い 物 見 の 松 の 最 後 で あ つ た 。 山 崎
か ら 南 方 川 戸 山 を 望 み だ て テ レ ビ 中 繙 塔 の 左 方 五 百 米 位 に
「 鐘 掛 松 」 と 言 う 昔 か ら 有 名 な 大 松 が あ つ た 。 昔 、 卍 慶
が こ の 松 に 大 鈎 鐘 を 引 き か け た と 伝 え ら れ た 話 の 大 松 で 、
大 正 の 初 め は 山 崎 か ら で も 青 々 と 元 気 な 姿 を 見 た が 落 雷
の た め 立 ち 枯 れ た 姿 を 曜 し て い た 。 そ れ が 大 正 の 終 わ り
に 下 山 し て し ま い 、 今 株 跡 が 少 し 残 つ て い る ば か り 。 川
戸 か ら 宇 原 行 く 揖 保 川 沿 い に 、 「 ぬ す つ と 岩 」 と 言 う
大 岩 が あ り 、 下 が 三 叠 敷 位 の 空 洞 に な つ て 盗 人 の か く れ
ひ そ む に 届 強 の 岩 で 、 女 子 供 は 勿 論 、 大 人 で さ え も 薄 気
味 悪 い と こ ろ だ つ た が 、 つい 先 年 道 路 拡 幅 の 際 、 前 半 分
を 削 り 取 り 今 は 見 違 え る 程 明 る くな つ て い る 。 そ れ か ら
最 後 に 一 つ 気 が か 里 て 残 念 な こ と は 、 最 近 、 山 崎 小 プ リ

ル建設のため犠牲にされた大樺である。樹齢五六百年の大樺は、もう何万何千の巣立ちした山小の人々の心底に、樺のなつかしい印象が郷愁となつて胸の内にあるものを、それも、樹齢はかなくつきて枯死ならば致し方もないが、世情とは言え、大山崎町に燐として想い出残す記念文化財、大樺の消滅は近頃的一大痛恨事である。

昔懐しい木石のことども、少し思い出したまま書きました。

御用留日記

堀口春夫

江戸時代の町の行政は、町奉行の支配下にあって、町の大年寄三人衆が毎日町会所へ出勤して行政の庶務を司り商人同志の私事の採事公事の裁き、諸願書の受付等は、彼等の手を通して奉行の決裁を受けていたようである。したがつて大年寄は生活に余裕のある、苗字帶刀御免の人望家であつた。今此處に文政十年当時の大年寄の一人であつた妹尾善右エ門の会所日記の一部を記して当時を偲んでみよう。

文政十二年己丑冬十月、当時の役人
総取締筆頭奉行名鶴庄太夫

町奉行、中瀬静右衛門
同断 倉橋弥一右衛門
町奉行二人は月番交替
同 大年寄 進藤丈右エ門
同 同 進藤杢右エ門

日記の一部抜書
十月十八日 雨天 御用番中瀬静右エ門様
一、御会所杢右エ門拙者兩人罷出候
一、中瀬様御出勤被成候

願書、乍_レ恐御歎_キ奉_キ申上候_キ

一、先達而上葉煙草内買之儀、御赦免被成下度段御歎_キ
申上候處。先月廿三日被_レ御召出御憐愍之上少宛之儀
ハ御赦免被_レ成下一同難有仕合奉存候。尤_モ煙草十斤ニ
付五分宛問屋方へ口銭差出候様被_レ仰付奉畏候。
一、我々売買仕候錢誠ニ僅之口銭ニ而売買仕候内五分方

新才会ピアノ教室

山崎町庄能一 一九ノ一一
電話 ②三六八六

口銭差出候得者難波之訳モ御座候ニ付問屋方へ之者共江モ相談仕候處十斤ニ付五厘宛差出候得者己後双方共聊申分無御座和順ニ売買可仕趣ニ御座候。恐多御願ニ御座候得共何卒此段被為聞召分御憐愍之上御聞済被為成下置候ハバ、御定法之儀者不及申上申合約定之後弥堅相守出精相続可仕候則問屋方へ仲買共一同仕合印乍レ恐御歎奉申上候何卒右之通御赦免被為成下置候ハバ広太之御慈悲難有仕合奉存候。以上。

文政十二年丑十月

願者仲買福原町

米屋治郎右エ門

舟元屋太助

紙屋半十郎

横須屋休兵エ

松屋休兵エ

米屋平助

福田屋治兵エ

小原屋茂兵エ

山田屋吉右エ門

横須屋与兵エ

山田町

米屋平助

北魚町

山田屋佐兵エ

富士野町

本町

角屋七郎兵エ

北魚町

綿屋宗七

沢屋新七

和洋酒・食料品

城内商店

山崎町東鹿沢 電②〇三六九

大年寄

問屋西新町 棟屋伝七

三人宛

同断福原町 伊沢屋富吉

同断福原町 辰野屋しか持株
當時稼人富士野町

右之通願出候ニ付奥書印形仕候以上。

福原町年寄 榊屋太右エ門

山田町年寄

但馬屋利右エ門

富士野町年寄代

廣瀬屋庄右エ門

西新町年寄

門前屋善太夫

本町年寄

米田屋源四郎

北魚町年寄

広岡屋平右エ門

右之歎書差上候。

一、小堀主膳様御通行兩度入用書付丈右エ門ヨリ

差上候様申聞候ニ付同人ヨリ受取今日差上候處御詫

之上御同心帳元へ申裏書取候様被仰下其趣喜太夫江

申入候処預り置認置可申段被申候。則其趣丈右エ門

江申置候 中略

十九日 晴

覚

一、軽尻馬 三疋

右者蓑笠之助支配所作州村々御年貢銀才領相添明廿日明

六ツ時下町陣屋差立丹後国久美浜陣屋迄差送候間於宿々書面之馬無遲滯差出御定之貨錢請取之繼立且川越舟場等別而心附止宿之儀者左之通得相心是又無差支様取斗尤泊ニ而ハ御銀其所江為預候間証文差出不寢番附置非常之手當夫々入念可被取計候此先触別紙帳面へ刻付相認早々繰

送久美浜ニ至陣屋江可レ

被相届候。以上

作州下町陣屋

割印 蓑笠之助手附

福永由右衛門印

丑十月十九日

下町 石井 三

河通り

播州山崎 但州生野

丹後久美浜止

泊リ附

十月廿日安志 同廿一

八ツ時

甘日 山崎

泊付

右宿々問屋年寄中

平福 安志 栗賀 森垣

下三河 前ノ庄・猪篠 浅田久米蔵 印

山崎 尾形 真弓

丑十月十九日 川崎平右衛門手代

右之囚人式人召連今十九日昼四ツ時播州平福宿出立但州生野陣屋江龍帰候条書面人足無遲滯差出御定之貨錢受取之可継立候川場止宿等者申合差支無之様可被取斗候且囚人之儀者於宿々取締之者差出泊宿ニ而者預リ証文差出番人附置不取逃様可被致候。此先触早々繰送森垣村ヨリ生野御役所江可レ被相届候。以上。

日真弓、同廿二日網場、同廿三日久美浜着
右上三河村ヨリ午上刻着辰刻安志へ継送申候。

一、人足四人
外ニ宿駕籠壹挺用意可被致候。

一、囚人式人



領分境出役等之儀申上候處右之趣御同心帳元喜太夫へ
申遣若喜太夫在宿不致候者、茂兵衛へ申同人ヨリ目明番
人へ申付候様善右エ門ヨリ可申遣ト被仰候ニ付伊八ヲ
以喜太夫方へ右之趣申遣候。

一、右之御先触書早々安志江継送候。

一、宿之儀者本町真鶴屋利兵エ江申付候。

一、本町年寄源四郎江例之通組頭壹人差出候様申遣候。

一、右ニ付年番年寄可罷出處平右エ門他行ニ付富士野町

年寄三郎右エ門可罷出趣申遣候處同人早々罷出候

一、三郎右エ門ヨリ申出候ハバ只今右御役人ヨリ内々之

趣ニ而被仰聞候ハ当家之座敷間取見請候處囚人差置候

座敷表江近ク甚以不用心ニ被存候併シ此方ニオイテハ

當所役人へ預候事故差掛無之候得共為念申入候与被申

聞候ハ只今ヨリ一向岡崎屋へ被仰付候ハバ座敷間取モ

奥深ク用心宜様被存候、尤重キ囚人之申被申候ニ付此段

申上候而伊八ヲ以申來候ニ付至右エ門方ニ而立会申談

居候内三郎右エ門罷出右之趣申上候處只今囚人御手鎖

被掛候趣申ニ付左様候得バ此上宿差替候ニモ及申間敷

申談之上中瀬様へ罷出右之趣御伺申上候處左候得バ審

之者隨分手厚ク申付候様被仰付尚又其段御同心帳元ヘ

申遣候様被仰出候ニ付其趣申遣目明之番人へ罷出候。

尚又夫ヨリ手前歩行ニ申付町方ヨリ丈夫之者見立番付

置候様申付候。

和洋酒
食料品卸問屋

三輪又商店

TEL②一一七三

一、中瀬様江夜前當所止宿之囚人無滯今朝出立仕候段御取書遣候。

廿日 晴天

一、中山崎村ヨリ大阪御番所御触書到来請取相改則受届申上候。

宍粟郡史蹟

宇田義雄

兵庫県宍粟郡葛沢村中野

花道之師 宇田義雄 六十七才

宍粟郡沿革 一

宍粟郡古城趾 二七

宍粟郡構居趾 三一

播磨国田地並高之事検地始メ

一〇三

播磨国各郡之石高改メ

一〇八

播磨国城主及知行高改メ

一一〇

播磨国旗本領主及高改メ

一一一

緒言

近日往々我ガ宍粟郡ニ於ケル史蹟ヲ調査セントスル者

アリ然レドモ其ノ資料ヲ蒐集スルコト頗ル困難ナリ而シ
テ偶々郡誌アリト雖未ダ實質ニ乏シキ点ナシトセズ。余
大ニ感ズル所アリ一身ヲ捧ゲテ此ノ事ニ画サント決意シ
郡内古城趾ヲ主トシテ大正五年ヨリ稿ヲ起シ爾來十七ヶ
年間東奔西走実地踏査ヲナシ或ハ古老ニ聞キ古書ニ依リ
研究ヲ累ネ漸ク茲ニ完成ヲ見ルニ至ル、余素ヨリ浅学非
才殊ニ齡将ニ古稀ニ近ク満身ノ心血ヲ注ギタリト雖未ダ
遗漏ノ点ナキヲ保セズ希クバ讀者幸ニ著者ノ微衷ヲ諒セ
ラレンコトヲ。

宍粟郡沿革

人皇十一代垂仁天皇御代。天日槍命。葦原志許乎命。二
命開祖地。凡一千九百五十余年日本書紀垂仁記ニ宍粟郡
ト有り、人皇十一代垂仁帝ノ御代ヨリ起ル名ニシテ宝曆
十年マデ凡ソ一千九百五十余年旧都也。右ハ播磨鑑ニ有
リ。

郡名始メテ附ク

書道用品
結納用品



志水成文堂

山崎町さつき通り一丁目
電話 ②〇五四七・四三〇五五

人皇四十三代元明天皇御代。和銅五年壬子年ニ始メテ名
附ク。昭和七年マデ一千二百二十七年ニナル完禾郡ト。
鹿遇郡昔安志谷ノ山奥ヨリ大鹿出デ人畜ニ危害ヲ加ヘル
ニヨリ村民之ヲ追ヒ遂ニ千草村ニテ射取りテ是レヨリ郡
名ヲ鹿遇郡ト名付クト云フ。室遇郡。室粟郡。肉粟郡。
此ノ郡ノ時長水城落城スル。宍粟郡。完禾郡ニ里名始メ
テ附ク和銅五年壬子年ニ里名始メテ附キ昭和七年マデ一
千二百二十七年ニナル。比地里一城下ノ下口ヨリ戸原村。
柏野里一山崎、城下、菅野、土萬、三河、千種。高家里
一都多谷、伊沢谷、塙田、小茅野。安師里一安知谷。石
作里一河東、神野。雲箇里一神部、西谷、奥谷。御形里
一染河内、三方、半瀬。

染河内、三方、繁盛。土萬郷一土萬、三河、千種。

郡ニ庄名始メテ附ク。比地庄一城下ノ下口、戸原。柏野
庄一城下ノ上口、山崎町、菅野谷。高家庄一伊沢谷、都
多谷、小茅野、塩田。安師庄一安師谷。石保庄一川東。

広瀬庄一神野。土萬庄一土万谷。三方庄一三方谷。半瀬庄
庄一千種谷。伊和庄一神戸谷。三方庄一三方谷。半瀬庄

一半瀬谷。芳賀庄一西谷。川原庄一奥谷。余河内庄一染

河内谷。安志谷一狭戸、瀬川、植木野、塩野、三ツ森、
安志、長野、名坂、末広、朽原、皆河、関、三坂ノ各村。

河東谷一蟹ヶ沢、須賀東、出石、高所、神谷、三谷、矢

原、岸田、中村、野々上ノ各村。伊沢谷一今宿、庄能、
上寺、横須、生谷、下町、中町、上町、殿町、下牧谷、

上牧谷、片山、大谷ノ各村。都多谷一東下野、中野、上

野、奥野ノ各村。菅野谷一加生、木谷、市場、高下、青

木、塙田、奥小屋ノ各村。土萬谷一葛根、土万、今出、
西塙野、大沢、銀山ノ各村。三河谷一船越、河崎、上三

河、中三河、下三河、下野、漆野ノ各村。千草谷一下河

野、七野、黒土、西山、千草、東河内、三室、鐵山、岩

野辺、室、河呂、西河内、天小屋、鉄山、鷹巣ノ各村。

戸原一川戸、宇原、下宇原ノ各村。城下一春安、段、金
谷、上比地、中比地、下比地、御名、千本屋、鶴木、中
井、野、下広瀬、中広瀬、船元、山田ノ各村。山崎町一
門前町、西新町、本町、山田町、寺町、福原町、北魚町、

純喫茶

山崎町山田

TEL(2)〇九〇九



エンゼル



紺屋町、伊沢町、富士野町、出水町、鹿沢町、上ノ町、
河筋一三ツ津、五十波、梯、田井、杉ヶ瀬、与井、木ノ
谷、清野ノ各村。染河内谷一上野田、下野田、能倉、東
河内ノ各村。神部谷一伊和、安黒、須行名、島田、母栖、
東市場、閏賀、安積及西安積、杉田ノ各村。西谷一日見
谷、谷、小野、下小野、今市、安賀、斎木、有賀、上野
皆木ノ各村。奥谷一飯見、野尻、原、引原、鹿伏、道谷、
戸倉、音水、鉄山ノ各村。半瀬谷一百千家満、岸田、井
内、黒原、千町、草木、横山、倉床、富士野ノ各村。三
方谷一生栖、深谷、西深、福知、福中、福野、三方町、
河原田、公文、森添、西公文、阿舍利、鉄山ノ各村。

明治四年七月十四日廢藩置県 **ト** **山崎県** **ト**
ナリ、同年十一月二日姫路県ニ編入サレ同月九日ニ飾磨
県ト改称セラレ第三出張所ヲ山崎ニ置ク明治五年八月コ
レヲ廢シテ播磨國八十六大区ニ分レ更ニコレヲ九小区ニ分区
シ区長副区長ヲ置キ各村ニ戸長保長ヲ置ク事務所ハ戸長役場

ト云ヒ区長ノ事務所ハ区務扱所ト云フ **明治九年八月ニ飾磨**



県ト豊岡県トモニ兵庫県ニ合併セラレ当分支庁ヲ姫路ニ置キ本郡ヲ管轄ス。明治十二年一月区割ヲ改メ各郡ニ郡長ヲ置キ郡ノ政務ヲ取扱フ、ソノ政庁ヲ郡役所ト称シ山崎町ニ置ク而シテ各小区ハ廢シタリ各村ニ戸長ヲ一名置ク戸長役場ト云フ。明治二十二年ニ町村制実施トナリ更ニ新村ヲ組織シ今ノ村役場トナル次ギノ如シ。

安師村一狭戸、瀬川、三坂、植木野、塩野、長野、安志、三ツ森、名坂。富栖村一末広、柄原、関、皆河。戸原村一川戸、宇原、下宇原。城下村一下比地、中比地、上比地、御名、金谷、千本屋、中井、鶴木、野村、段、春安、船元、下広瀬。萬沢村一生谷、下町、宇野、片山、下牧谷、上牧谷、大谷、東下野、中野、上ノ村、小茅野。山崎町一西新町、本町、山田村、福原町、北魚町、伊沢町、出水町、紺屋町、富士野町、寺町、鴻ノ口、上寺、元山崎、横須、庄能、今宿、山田町、中広瀬、鹿沢、門前、加生。河東村一須賀沢、高所、中村、三谷、神

谷、矢原、岸田、野々上。神野村一三ツ津、五十波、梯、田井、与井、杉ヶ瀬、母栖、清野、木ノ谷。菅野村一木谷、市場、奥小屋、高下、青木、塩田。神戸村一須行名、伊和、安黒、鳴田、東市場、閔賀、安積、杉田、西安積。西谷村一日見谷、谷、小野、今市、安賀、斎木、有賀、上野、皆木。奥谷村一飯見、野尻、原、引原、鹿伏、道谷、戸倉。下三方村一生栖、深谷、西深、福知、福中。三方村一福野、河原田、三方町、公文、森添、西公文。繁盛村一草木、千町、百千家満、岸田、井内、黒原、横山、倉床、富士野。染河内村一下野田、上野田、能倉、東河内。土萬村一葛根、土万、塙山、大沢。三河村一上三河、中三河、下三河、下野、漆野、河崎、船越。千種村一下河野、七野、室、黒土、千草、西山、河呂、岩野辺、鷹ノ巣、東河内、西河内。

郷土だより

最上山に森林公園完成

町民のいこいの場として四月二十日に最上山一帯を整備した森林公園がオープンしました。幹線道路は門前から林内を通って山頂まで三キロメートルほどの車道上部

は歩道ができ、途中に駐車場、広場三カ所、手洗場、水のみ場、便所などができました。また山頂南正面に高さ九メートル、直径六メートルの円形二階建ての展望台が建ち、篠の丸城跡のある山頂からは眼下に山崎の中心街を、その後には城下平野が広がり山麓に沿って帶のようにのびる揖保川、東西に走る中国自動車道路が一望のもとに見わたせます。郷土の姿を機会がありましたら是等ご覧ください。

「山崎町史」発刊間近

会員の皆さんにも何かとご協力をいただきました山崎町史が今年度内には発刊できる運びとなっています。全一巻、千二百ページ程度で内容は自然環境からはじまり原始古代、中世、近世、近現代と山崎町の歴史の集大成ともいうべきものでは是非ご家庭に一冊ご購入くださいますようおすすめいたします。一冊四千円前後で販売する予定です。なお、予約申込制にしていきますので山崎町教育委員会へお申込みください。また後日パンフレット等もお配りいたしますがお早目にどうぞ。

史跡を保存するため郷土研究会は三月二十九日史跡調査委員（前田連委員長）を中心に山崎小学校内にある紙屋門に「山崎城跡」を、また西鹿沢閑斎神社に「山崎閑斎先生出身地」と明記した石柱を設置した。年次計画で今後も文化遺産を周知すると共に保存するため半永久的な標柱を設置する計画ですすんでいます。

石柱を設置

